

○茅ヶ崎市指定第1号事業者の指定に関する基準を定める要綱

平成29年4月1日

要綱

改正 平成31年4月1日要綱

改正 令和3年4月1日要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）の指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるもののほか、法、施行規則、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業実施について」別紙）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業者 第1号事業を行う者をいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 指定第1号事業 指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業をいう。
- (4) 旧介護予防訪問介護 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護をいう。
- (5) 旧介護予防通所介護 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護をいう。
- (6) 国基準訪問型サービス 旧介護予防訪問介護に相当するもので、居宅要支援被保険者等の介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、介護福祉士その他政令第3条で定める者により、施行規則第140条の62の5第1項で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要支援被保険者等が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要支援被保険者等の日常生活上必要なものをいう。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援をいう。
- (7) 国基準通所型サービス 旧介護予防通所介護に相当するもので、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、施行規則第140条の62の5第2項で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
- (8) 訪問型サービスA 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、市が実施する研修（茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修実施要綱に規定する生活援助員研修。以下「生活援助員研修」という。）を修了した者、介護福祉士その他政令第3条で定める者により、施行規則第140条の62の5第1項で定める期間にわたり行われる、調理、洗濯、掃除、買い物支援等の家事（居宅要支援被保険者等が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が

自ら行うことが困難な家事であって、居宅要支援被保険者等の日常生活上必要なものをいう。) 、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援をいう。

- (9) 通所型サービスA 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、通所型サービスAを実施するために必要な広さを有する施設に通わせ、当該施設において、施行規則第140条の62の5第2項で定める期間にわたり、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練を行うことをいう。

(指定事業者による第1号事業の種類)

第3条 市が実施する法第115条の45の3第1項に規定された指定事業者による第1号事業の種類は、次に掲げる事業又はサービスとする。

- (1) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業

ア 国基準訪問型サービス

イ 訪問型サービスA

- (2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

ア 国基準通所型サービス

イ 通所型サービスA

(指定の期間)

第4条 施行規則第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定事業者の指定の申請)

第5条 第3条第1号に規定する国基準訪問型サービス及び訪問型サービスA又は第3条第2号に規定する国基準通所型サービス及び通所型サービスAの指定を受けようとする者の指定事業者の指定の申請は、茅ヶ崎市指定第1号事業者(国基準訪問型サービス・訪問型サービスA・国基準通所型サービス・通所型サービスA)指定申請書(第1号様式)により行うものとする。

(指定事業者の指定等)

第6条 市長は法第115条の45の5第1項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならないこととする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、法第115条の45の5第2項の規定に基づく基準に従って適正に第1号事業を行うことができなると認められるとき。
- (3) 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9(第1号を除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの

日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。

(8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9(第1号を除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。

(9) 申請者が、法第115条の45の9(第1号を除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 前号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(12) 申請者がその役員等のうちに第3号から第7号まで又は前3号のいずれかに該当する者であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、本市の区域外に所在し、かつ、当該所在地を管轄する市区町村長から旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するもので、施行規則第140条の63の6第1号イに規定する法第115条の45の3第1項の指定を受けている事業所については、当該事業所に係る本市での指定の基準は、当該市区町村長が定める基準とすることができるものとする。

3 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による申請があった場合において、本市又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(法第117条第2項第1号の規定により本市が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。)における当該第1号事業の量の見込みに達しているとき、若しくは介護保険事業計画において定める本市又は当該日常生活圏域の当該第1号事業の量の見込みに既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、又は茅ヶ崎市の区域外における訪問型サービスA事業所又は通所型サービスA事業所に係る申請であるとき、その他の介護保険事業の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、法第115条の45の3第1項本文の指定をしないことができる。

4 市長は、法第115条の45の3第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、市が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定の更新の申請等)

第7条 法第115条の45の6の規定による指定の更新の申請は、茅ヶ崎市指定第1号事業者(国基準訪問型サービス・訪問型サービスA・国基準通所型サービス・通所型サービスA)指定更新申請書(第2号様式)により行うものとする。

(変更の届出等)

第8条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他の施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、茅ヶ崎市指定第1号事業者(国基準訪問型サービス・訪問型サービスA・国基準通所型サービス・通所型サービスA)指定事項変更届(第3号様式)により、10日以内に、市長に届け出なければならないものとする。

2 指定事業者は、休止した当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該指定第1号事業を再開したときは、廃止・休止・再開届出書(第4号様式)により、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならないものとする。

3 指定事業者は、当該指定第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止・休止・再開届出書（第4号様式）により、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならないものとする。

4 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月前までに当該事業を利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該第1号事業に相当する事業の利用を希望する者に対し、必要な第1号事業等が継続的に利用できるよう、指定介護予防支援事業者、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業の実施者、他の指定事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（公示）

第9条 市長は、法第115条の45の3第1項本文の指定をしたとき、法第115条の45の9の規定により法第115条の45の3第1項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき又は施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があったときには、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならないこととする。

(1) 当該指定事業者の名称

(2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

(3) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日

(4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

(5) 事業の種類

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第4条の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間は、同条中「6年」とあるのは、「6年又は指定を受けようとする申請者が申請する第3条に掲げる事業の指定に係る期間」とする。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条に規定する指定を受けたものとみなされている者（以下「みなし指定事業者」という。）については、第8条第1項に規定する届出は不要とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

茅ヶ崎市指定第1号事業者（国基準訪問型サービス・訪問型サービスA・国基準通所型サービス・通所型サービスA）指定申請書

年 月 日					
(宛先) 茅ヶ崎市 長					
所在地					
申請者 名称					
代表者氏名					
介護保険法に規定する第1号事業者(国基準訪問型サービス・訪問型サービスA・国基準通所型サービス・通所型サービスA)の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。					
申請(開設)者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(〒)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種類別			法人所轄庁	
	代表者の職名、氏名及び生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(〒)			
指定を受けようとする事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(〒)			
	同一所在地において行う事業の種類		実施事業	指定の申請をする事業の開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日
	介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業	茅ヶ崎市国基準訪問型サービス			
		茅ヶ崎市訪問型サービスA			
		茅ヶ崎市国基準通所型サービス			
茅ヶ崎市通所型サービスA					
介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合のみ記入してください)			
指定を受けている区市町村名					
医療機関コード番号等					
居宅サービス・居宅介護支援・介護保険施設・介護予防サービスの指定状況				別紙のとおり	

(裏)

- 備考 1 「法人の種別」の欄は、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入してください。
- 2 「法人所轄庁」の欄は、申請者が認可法人である場合にその主務官庁の名称を記入してください。
- 3 「指定を受けようとする事業所」の「実施事業」の欄は、該当する欄に今回指定の申請をするものは「◎」を、既に指定を受けているものは「○」を記入してください。
- 4 「指定を受けようとする事業所」の「指定の申請をする事業の開始予定年月日」の欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記入してください。
- 5 「指定を受けようとする事業所」の「既に指定を受けている事業の指定年月日」の欄は、該当する欄に既に指定を受けている事業の指定年月日を記入してください。
- 6 「介護保険事業所番号」の欄は、介護保険事業所番号が付されている場合に、その番号を記入してください。複数の番号を有する場合は、適宜様式を補正して、そのすべてを記入してください。
- 7 「医療機関コード番号等」の欄は、保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード番号等が付番されている場合に、そのコード番号等を記入してください。複数のコード番号等を有する場合は、そのすべてを記入してください。
- 8 当該申請書に、介護保険施行規則（平成11年厚生労働省第36号）第140条の63の5第1項第4号から第14号までに掲げる書類を添付してください。

茅ヶ崎市指定第1号事業者（国基準訪問型サービス・訪問型サービスA・国基準通所型サービス・通所型サービスA）指定更新申請書

年 月 日										
(宛先) 茅ヶ崎市長 <div style="text-align: center;"> 所在地 申請者 名称 代表者氏名 </div>										
介護保険法に規定する第1号事業者(国基準訪問型サービス・訪問型サービスA・国基準通所型サービス・通所型サービスA)の指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。										
申請 (開設) 者	フリガナ									
	名称									
	主たる事務所の所在地		〒							
	連絡先		電話番号			ファクシミリ番号				
	法人の種類別						法人所轄庁			
	代表者の職名、氏名及び生年月日		職名		フリガナ		氏名		生年月日	
代表者の住所		〒								
指定の更新を受けようとする事業所	フリガナ									
	名称									
	所在地		〒							
	同一所在地において行う事業の種類				指定の更新をする事業		指定年月日		指定の有効期間満了日	
	介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業	茅ヶ崎市国基準訪問型サービス								
		茅ヶ崎市訪問型サービスA								
		茅ヶ崎市国基準通所型サービス								
		茅ヶ崎市通所型サービスA								
介護保険事業所番号										
指定を受けている区市町村名										
医療機関コード番号等										
居宅サービス・居宅介護支援・介護保険施設・介護予防サービスの指定状況							別紙のとおり			

(裏)

- 備考 1 「法人の種別」の欄は、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入してください。
- 2 「法人所轄庁」の欄は、申請者が認可法人である場合にその主務官庁の名称を記入してください。
- 3 「指定の更新をする事業所」の「指定の更新をする事業」の欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 4 当該申請書に、介護保険施行規則（平成11年厚生労働省第36号）第140条の63の5第1項第4号かから第14号まで（第13号を除く。）に掲げる書類を添付してください。

茅ヶ崎市指定第1号事業者（国基準訪問型サービス・訪問型サービスA・国基準通所型サービス・通所型サービスA）指定事項変更届

年 月 日				
(宛先) 茅ヶ崎市 長 所在地 申請者 名称 代表者氏名				
指定第1号事業の指定を受けた事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。				
変更を届け出る事業所	事業所番号			
	フリガナ			
	名称			
	所在地	〒		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	変更を届け出る事業の種類		変更する事業	変更年月日
	指定第1号事業	国基準訪問型サービス		
		国基準通所型サービス		
		訪問型サービスA		
		通所型サービスA		
変更があった事項			変更の内容	
<input type="checkbox"/>	事業所(施設)の名称		(変更前)	
<input type="checkbox"/>	事業所(施設)の所在地			
<input type="checkbox"/>	申請者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地			
<input type="checkbox"/>	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名			
<input type="checkbox"/>	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）		(変更後)	
<input type="checkbox"/>	事業所(施設)の建物の構造・専用区画、概要及び平面図			
<input type="checkbox"/>	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所			
<input type="checkbox"/>	サービス提供責任者又はサービスA提供責任者の氏名及び住所			
<input type="checkbox"/>	運営規程（従業者の員数、営業日、営業時間、利用定員、利用料等）			
<input type="checkbox"/>	役員の氏名、生年月日及び住所			

(裏)

備考

- 1 「変更を届け出る事業所」の「変更する事業」の欄は該当する欄に「○」を、「変更年月日」の欄は変更があった年月日を記入してください。
- 2 「変更があった事項」の欄は、該当する□にレ点を記入してください。
- 3 当該届出に、介護保険施行規則（平成11年厚生労働省第36号）第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったとき、当該事項に関する書類を添付してください。

廃止・休止・再開届出書

年 月 日	
(宛先) 茅ヶ崎市長	
所在地	
届出者 名称	
代表者氏名	
事業を廃止・休止・再開するので、次のとおり届け出ます。	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 国基準訪問型サービス <input type="checkbox"/> 訪問型サービスA(一体型) <input type="checkbox"/> 訪問型サービスA(単独型) <input type="checkbox"/> 国基準通所型サービス <input type="checkbox"/> 通所型サービスA(一体型) <input type="checkbox"/> 通所型サービスA(単独型)
介護保険事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
廃止・休止・再開の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開
廃止・休止・再開の年月日	年 月 日
廃止・休止・再開の理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置の内容 (休止・廃止する場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。